

民法（債権関係）の見直し

資料3-1

明治29年（1896年） 現行民法（財産関係）制定

約
120
年
経
過

民法制定後、**債権関係の規定**については**ほとんど改正なし**。

120年の間に社会・経済は大きく変化（取引の複雑高度化、高齢化・情報化社会の進展等）

多数の判例や解釈論が実務に定着（基本的ルールが見えない状況）

※この間の主要な改正項目

○成年後見制度（平成11年） ○担保・保証関係（平成15年・平成16年） ○平仮名・現代語化（平成16年）

平成21年10月 法制審議会への諮問（第88号）

民事基本法典である民法のうち**債権関係の規定**について、
同法制定以来の**社会・経済の変化への対応**を図り、
国民一般に分かりやすいものとする等の観点から、
国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い**契約に関する規定を中心に**
見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。

「社会・経済の変化への対応」の
観点からの改正検討項目

例：消滅時効制度の見直し 法定利率の見直し
保証人保護の方策 約款に関する規定新設

「国民一般に分かりやすい民法」とする
観点からの改正検討項目

例：意思能力制度の明文化
賃貸借終了時の原状回復や敷金に関するルールの明確化

売主の瑕疵担保責任に関する見直し①

問題の所在①（瑕疵担保責任の全般的な見直し）

■ 買主の権利

商品の種類を問わず、引き渡された商品に欠陥があった場合に買主がどのような救済を受けることができるのか（修補等の請求をすることができるのか等）について、国民に分かりやすく合理的なルールを明示するべきではないか。

■ 「隠れた瑕疵」の用語

「隠れた瑕疵」という用語も、その内容に応じて、分かりやすいものとすべきではないか。

基本的な改正の方向性

■ 買主の権利

- ・ 特定物か不特定物かを区別することなく、売主は売買契約の内容に適合した目的物を引き渡す義務を負い、修補等の履行の追完をすることができることとするのが適切
- ・ 損害賠償や解除は特別の法定責任とは位置付けず、債務不履行の一般則に従ってすることができることを明示するのが適切（加えて、損害賠償の範囲は「信頼利益」に限定されず、要件を満たせば「履行利益」まで可能となる）
- ・ 商品に欠陥がある場合に代金の減額で処理される事案も多いことから、買主に代金減額請求権を認めるのが適切

■ 「隠れた瑕疵」の用語

判例は、「瑕疵」は「契約の内容に適合していないこと」を意味するものと理解 → 判例の明文化

※「隠れた」とは、契約時における瑕疵についての買主の善意無過失をいうと解されているが、上記改正法の考え方の下では、当事者の合意した契約の内容に適合しているか否かが問題であるため、「隠れた」の要件は不要。

売主の瑕疵担保責任に関する見直し②

改正法の内容

■ 買主の権利【新 § 562～564】

買主は、売主に、①修補や代替物引渡しなどの履行の追完の請求、②損害賠償請求、③契約の解除、④代金減額請求ができることを明記。

■ 「隠れた瑕疵」の用語【新 § 562】

「隠れた瑕疵」があるという要件を、目的物の種類、品質等に関して「契約の内容に適合しない」ものに改める。

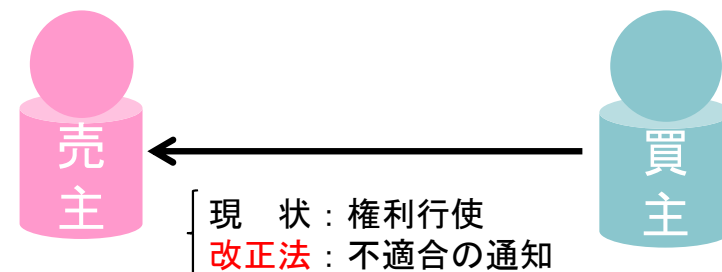
買主の救済方法	買主に帰責事由	双方帰責事由なし	売主に帰責事由
損害賠償	不可	不可	可能
解除	不可	可能	可能
追完請求	不可	可能	可能
代金減額	不可	可能	可能

問題の所在②（買主の権利の期間制限）

- 瑕疵担保責任の追及は、買主が瑕疵を知ってから**1年以内の権利行使**が必要（履行済みと考えている売主の保護）とされているが、買主の負担が重すぎるのではないか。【現 § 570、566】

※「権利行使」の意味

判例は、「裁判上の権利行使をする必要はないが、少なくとも売主に対し、具体的に瑕疵の内容とそれに基づく損害賠償請求をする旨を表明し、請求する損害額の算定の根拠を示すなどして、売主の担保責任を問う意思を明確に告げる必要がある。」としている。



改正法の内容

- 買主は、契約に適合しないことを知ってから**1年以内にその旨の通知**が必要。【新 § 566】

※「通知」としては、不適合の種類やおおよその範囲を通知することを想定

※別途、消滅時効に関する規律の適用があることに注意が必要。

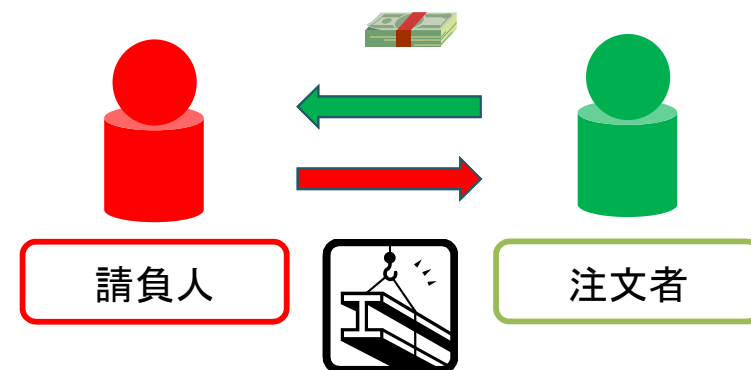
請負に関する見直し(①報酬)

請負とは…請負人が仕事を完成することを約し、注文者が完成した仕事の結果に報酬を支払うことを約する契約をいう。

(問題の所在)

- 請負の報酬は、**完成**した仕事の**結果**に支払われるものとされ、途中で契約が解除されるなどした場合には、特にルールを設けていない。
- 他方で、判例は、請負契約が**途中で解除された事案**においても、**注文者が利益を得られる**場合には、**中途の結果**についても、利益の割合に応じた報酬の請求は可能と判断

⇒ 中途の結果について報酬が請求され、紛争に発展するケースは、実際にも少なくないことから、**明確なルールが必要**



(改正法の内容)

次のいずれかの場合において、中途の結果のうち**可分な部分によって注文者が利益を受けるときは**、請負人は、その**利益の割合に応じて報酬の請求をすることが可能であることを明文化【新 § 634】**

- ①仕事を**完成することができなくなった**場合
- ②請負が仕事の完成前に**解除された**場合

(注) 仕事を完成することができなかったことについて**注文者に帰責事由がある**場合には、**報酬の全額**を請求することが可能【新 § 536 II】

請負に関する見直し(②請負人の担保責任の整理)

(現行法・現 § 634・635)

- 建築請負における建物など仕事の目的物に「瑕疵」があった場合に請負人が担保責任を負うと規定
- その担保責任として、注文者は、①修補の請求、②損害賠償請求、③契約の解除をすることができると規定

(問題の所在)

- 「瑕疵」という用語については、「契約の内容に適合していないこと」を意味するものと解釈されていることを踏まえ、規定を見直すべき。
- 改正法においては、売買における売主の担保責任について、代金減額請求をすることができることを明記するなど整理。売買と請負とで担保責任の在り方が大きく異なるのは合理性が乏しい。

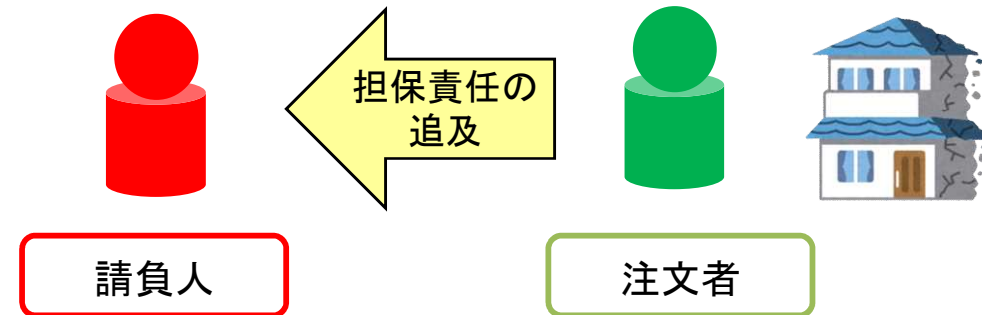


(改正法の内容)

売買の規定を準用して、次のとおり見直し【§ 559・562等】

- **目的物が契約の内容に適合しない**場合に、請負人が担保責任を負うと規定
- その担保責任として、注文者は、①修補等の履行の追完 ②損害賠償請求 ③契約の解除 **④代金減額請求**をすることができると規定

建物の建築を依頼され、請負人が建物を完成させたが、その建物に不具合が発見された事例



目的物に欠陥がある場合における担保責任の内容				
	売 買		請 負	
	現 行	改正法	現 行	改正法
修理・代替物等の請求	×	○	修理については、○	○
損害賠償	○	○	○	○
契約解除	○	○	○ (建物等に制限あり←次頁)	○
代金減額	×	○	×	○

請負に関する見直し(③その他)

建物等の建築請負における 解除権の制限の見直し

(現行法)

- 土地工作物(建物等)の建築請負では、深刻な瑕疵があっても注文者は**契約解除をすることができない**(現 § 635但書)。
←社会経済上の損失の大きさを考慮したものといわれている。

(問題の所在)

- 現代においては、深刻な瑕疵があっても解除できないのは、注文者にとってあまりに不合理ではないか。
- 判例も建替費用相当額の損害賠償は認めており、解除の制限は実質的に意味を失っている。



(改正法の内容)

- 建物等の建築請負における注文者の**解除権を制限する規定を削除**

注文者の権利の期間制限の見直し

(現行法)

- 請負人の担保責任の追及には、現状、以下の期間制限
- 原則 **目的物の引渡し等から1年以内の権利行使が必要**
- 例外 ①建物等の建築請負では**引渡しから5年以内**、
②その建物等が石造、金属造等の場合は**引渡しから10年以内**

(問題の所在)

- 瑕疵に気付かずに期間が経過してしまうおそれ。
- 制限期間内に権利行使までするのは注文者の負担が重い



(改正法の内容)

- 契約に適合しないことを**知ってから1年以内**にその旨の通知が必要と改める。**建物等の例外的取扱いは廃止**。

契約解除の要件に関する見直し

債務者の帰責事由の要否

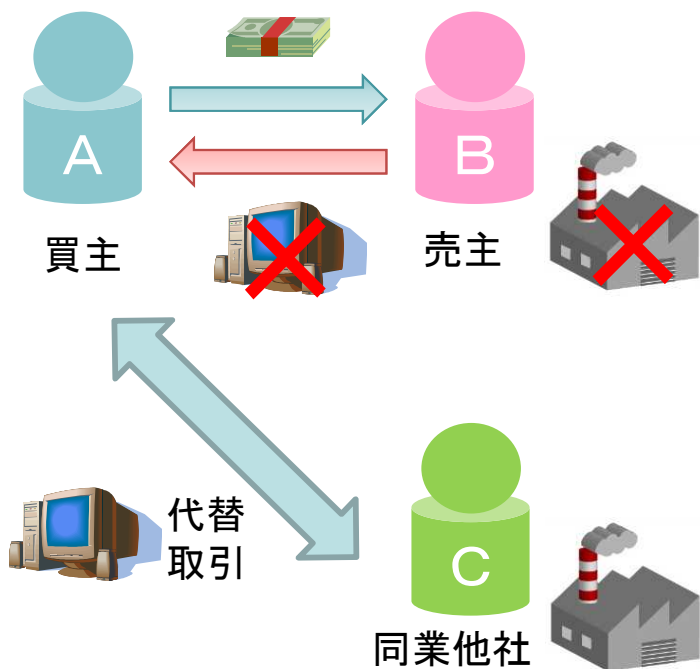
現543条(履行不能による解除権)は、債務者に帰責事由がない場合には解除が認められないと定めている。そして、伝統的学説は、同条に基づく解除だけでなく**解除一般について帰責事由が必要**であると解している。

【参照条文(参照条文)】

(履行不能による解除権)

第543条 履行の全部又は一部が不能となったときは、債権者は、契約の解除をすることができる。ただし、その債務の不履行が債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

しかし、例えば次のような事例で、解除が認められないのは不当ではないか。



買主Aは売主Bからパソコンを仕入れる契約を結んだが、売主Bの工場が落雷による火災(=売主Bに帰責事由がない火災)で焼失し、納期を過ぎても復旧の見込みも立たなくなった。

買主Aとしては、パソコンが納品されないと事業に支障が生ずるので、売主Bとの契約を解除し、同業他社のCと同様の契約を結びたい。

改正法の内容

- 債務不履行による解除一般について、債務者の責めに帰することができない事由によるものであっても解除を可能なものとする。【新 § 541、542】
- 不履行が債権者の責めに帰すべき事由による場合には、解除を認めるのは不公平であるので、解除はできないとしている。【新 § 543】

危険負担に関する見直し

危険負担とは・・・

双務契約(売買等)の一方の債務が債務者の責めに帰すべき事由によらないで履行不能となった場合に、その債務の債権者の負う反対給付債務がどのような影響を受けるのかを定める制度

現行法

原則 ⇒ 債務者主義(現 § 536 I) = 債権者の負う**反対給付債務は消滅**する。

例外 ⇒ 債権者主義(現 § 534等) = 債権者の負う**反対給付債務が存続**する。

- ① 特定物に関する物権の設定又は移転を目的とする双務契約等について債務者の責めに帰すべき事由によらないで目的物が滅失又は損傷した場合
- ② 債権者の責めに帰すべき事由によって履行不能となった場合

問題の所在

①について債権者主義を採用すると、例えば、建物の売買契約の締結直後にその建物が地震によって滅失した場合にも買主は代金を支払う義務を負うこととなるが、この結論は債権者に過大なリスクを負わせるものであって不当ではないか。



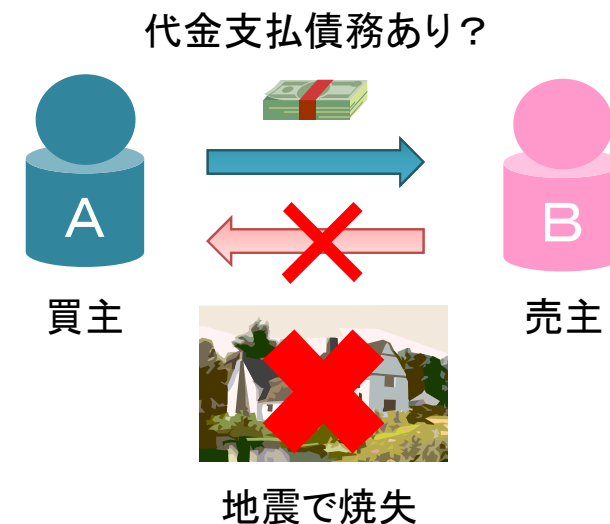
改正法の内容

①について**債務者主義を採用**(現 § 534・535を削除)

※ 併せて、契約解除の要件に関する見直しに伴い、効果を反対給付債務の消滅から**反対給付債務の履行拒絶権**に改める。

【新 § 536】

※ 買主が目的物の引渡しを受けた後に目的物が滅失・損傷したときは、買主は代金の支払(反対給付の履行)を拒めない。【新 § 567 I】



時効期間と起算点に関する見直し

現状

問題の所在

	起算点	時効期間	具体例	適用に争いのある具体例
原則	権利を行使することができる時から	10年	個人間の貸金債権など	
職業別	権利を行使することができる時から	1年	飲食料、宿泊料など	「下宿屋」の下宿料
		2年	弁護士、公証人の報酬、小売商人、卸売商人等の売掛代金など	税理士、公認会計士、司法書士の報酬、農協の売掛代金など
		3年	医師、助産師の診療報酬など	あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師の報酬など
商事	権利を行使することができる時から	5年	商行為によって生じた債権	消費者ローンについての過払金返還請求権 (判例上10年)

1 職業別短期消滅時効の廃止の必要性

- ・ 職業別の短期消滅時効(現 § 170~174)は、ある債権にどの時効期間が適用されるのか、複雑で分かりにくい
- ・ 1~3年という区別も合理性に乏しい
(母国のフランスでも2008年に廃止)

2 時効期間の統一化に当たって

- ・ 時効期間の大幅な長期化を避ける必要
- ・ 単純な短期化では、権利を行使できることを全く知らないまま時効期間が経過してしまうおそれ

改正法の内容

- ・ 職業別の短期消滅時効はすべて廃止
- ・ 商事時効(5年)も廃止
- ・ 権利を行使することができる時から10年という時効期間は維持しつつ、権利を行使することができることを知った時から5年という時効期間を追加【新 § 166】
→ いずれか早い方の経過によって時効完成
(参考)
異なる起算点からの短期と長期の時効期間を組み合わせる法制は、仏(5年・20年)、独(3年・10年)など多く見られる。

改正法



シンプルに統一化

	起算点	時効期間	具体例
原則	知った時から	5年	次頁参照
	権利を行使することができる時から	10年	